別添 2

新旧対照表

防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件(昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

- (各)
改正後

第二 令第百十二条第十四項第一号イから二までに掲げる要件 (二に掲|第二 令第百十二条第十四項第一号イから二までに掲げる要件 (二に掲 げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動 の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。 的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。)を満たす防火設備 設備とすること。 八 (略) 次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火 造のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。 熱感知器又は熱煙複合式感知器と連動して自動的に閉鎖する構 (略) (略) 措置を講じたもの 熱煙複合式感知器は、次に定めるものであること。 熱感知器は、次に定めるものであること。 条第九号の二口に規定する防火設備で区画された建築物の部 くは壁又は建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第1 を有する材料で被覆することその他の短絡を有効に防止する 分でその床面積が三千平方メートル以内のもの以外の部分に (略) (略) 及ばないように断路器その他これに類するものを設けたもの 第一第二号二 (略) 短絡した場合にあつても、 一第二号二 に定めるもの (略) (略) に定めるもの その影響が準耐火構造の床若し 一 次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火 的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。)を満たす防火設備 げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動 の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。 八 設備とすること。 (略) 造のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。 (略) 熱感知器又は熱煙複合式感知器と連動して自動的に閉鎖する構 (新設) (新設) (略) 熱煙複合式感知器は、 熱感知器は、次に定めるものであること。 (略 (略) (略) (略) (略) 次に定めるものであること。